

浜松市開発審査会運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、浜松市開発審査会条例(平成12年浜松市条例第49号)第5条の規定に基づき、浜松市開発審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審査会は、会長が必要と認める都度招集するものとする。

2 会長は、審査会を招集する場合は、会議の日時、場所及び議題を、あらかじめ委員に通知するものとする。

(秩序の保持)

第3条 会長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。

(関係者の出席)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(採択)

第5条 議長は、質疑又は討論が尽きたと認めるときは、その終結を宣言した後、議題の採択を行うものとする。

(公開の制限)

第6条 会長は、法第50条第3項の規定による場合を除き、必要があると認める場合は、審査会に諮り、非公開とすることができる。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び出席委員1名以上が署名しなければならない。

3 浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第32号)第22条の規定に基づき、次の文書を公開するものとする。

(1) 会議録

(2) 議案調書

(3) 位置図

- (4) 土地利用計画平面図
 - (5) 包括審査案件一覧表
 - (6) その他、会長が必要と認めた資料
- (事務局)

第8条 審査会の庶務は、都市整備部土地政策課において処理する。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年7月1日から施行する。